

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障がい福祉事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

障がい者福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県焼津市長

## 公表日

令和7年8月12日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉事務
②事務の概要	<p><b>【身体障害者手帳】</b> 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。</p> <p>①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務</p> <p><b>【精神障害者保健福祉手帳】</b> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。</p> <p>①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p> <p><b>【特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当】</b> 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当／障害者福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく経過的福祉手当に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。</p> <p>①障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務（特別障害者手当／障害児福祉手当） ②氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当）</p> <p><b>【日常生活用具／補装具／更生医療／育成医療／精神医療／自立支援給付（障害児通所支援を含む）／地域生活支援事業】</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する各種事務、児童福祉法に基づく、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。</p> <p>①自立支援給付の支給に関する事務 ②自立支援給付の支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑥通所給付決定の変更に関する事務 ⑦障害福祉サービスの提供に関する事務</p> <p><b>【障害者支援施設等への入所等措置】</b> 身体障害者福祉法および知的障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所に関する各種事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。</p> <p>①身体障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務 ②知的障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務</p> <p><b>【特別児童扶養手当】</b> 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。</p> <p>①特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②特別児童扶養手当証書に関する事務 ③未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥費用の徴収に関する事務</p>

③システムの名称	障害者福祉システム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
障害者福祉情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の項番117 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[      実施する      ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令144、145、146の項
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	焼津市健康福祉部障害福祉課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1127
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b>	
適用した理由	[      ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ○ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、障害福祉事務では、上記のほか、下記の局面での特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査			
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査	[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>		
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対応は十分であると考えられる。		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市健康福祉部地域福祉課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-1127	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課長 橋本 敏明	地域福祉課長 石川 雅章	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
令和1年6月14日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和1年6月14日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課長 石川 雅章	地域福祉課長	事後	
令和1年6月14日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事後	
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	II-1 時点 II-2 時点	平成31年4月1時点	令和3年4月1時点	事後	
令和5年5月11日	評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部地域福祉課	健康福祉部障害福祉課	事後	
令和5年5月11日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課	障害福祉課	事後	
令和5年5月11日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市健康福祉部地域福祉課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-1127	焼津市健康福祉部障害福祉課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1127	事後	
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和3年4月1時点	令和5年4月1時点	事後	
令和7年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791	事後	
令和7年6月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 別表第一 項番 7,8,11,12,14,34,46,47,84	番号法第9条第1項、別表の項番117 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	
令和7年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法別表第二 10,11,12,16,20,53,67,68,69,85,108,109,110 情報提供 番号法別表第二 8,16,26,27,28,30,31,54,55,56の 2,57,66,67,87,108,116	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 144,145,146の項	事後	
令和7年6月1日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策(8)(11)の実施状況を追加	事後	